

7 消 安 第 4482 号
令和 7 年 10 月 28 日

別記関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底につ
いて

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
今般、別添のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知しましたので、御了知
いただくとともに、家畜伝染病の発生予防対策及び円滑なまん延防止対策の実
施に御協力をお願いします。

また、貴職におかれましては、傘下会員に周知し注意喚起を図っていただくよ
うよろしくお願いします。



別記

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会
一般社団法人 日本草地畜産種子協会
一般社団法人 家畜改良事業団
一般社団法人 日本SPF豚協会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金
一般社団法人 日本科学飼料協会
公益社団法人 配合飼料供給安定機構
飼料輸出入協議会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
公益社団法人 全国農業共済協会
全国開拓農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
公益社団法人 中央畜産会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会
公益社団法人 日本獣医師会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般財団法人 畜産環境整備機構
協同組合 日本飼料工業会 関東支部
公益社団法人 畜産技術協会
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会
全国精麦工業協同組合連合会
全国飼料卸協同組合
全国飼料輸入協議会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
一般社団法人 全国食品リサイクル連合会
一般社団法人 食品ロス・リポーンセンター
公益社団法人 日本実験動物協会
日本実験動物協同組合
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会
公益財団法人 畜産近代化リース協会
日本石灰協会・日本石灰工業組合

7 消 安 第 4482 号
令和 7 年 10 月 28 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた防疫対策の再徹底について

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、アフリカ地域のほか、欧州、ロシア、アジアが流行地域となっており、特にアジア地域では広く浸潤しています。

東アジアにおいては、これまで日本と台湾のみ本病の発生がありませんでしたが、本年 10 月 21 日に台湾の飼養豚（総飼養頭数約 300 頭の一貫経営農場）において本病の発生が確認されました。台湾においては、緊急防疫措置として、豚の移動・と畜の禁止、発生農場の疑い時点での飼養豚の予防的殺処分と消毒等を実施し、まん延防止を図っています。また、台湾当局によると、本病が発生した農場では食品残さを給与しており、本事例を受け、台湾全土における豚への食品残さの使用を全面的に禁止しました。

本事例を踏まえ、我が国としては 10 月 24 日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を積極的に行うことに加え、集客数の多い到着便等については、動植物検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化していますが、貴職におかれましては、関係機関、関係団体等と連携し、下記のとおり、本病の防疫対策の徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

1 関係者との危機意識の共有

畜産関係者のみならず、様々な分野の関係者に対して、本病に関する基本的な情報、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における発生防止対策の重要性等を周知することはもとより、世界（特にアジア）における本病の発生拡大により我が国への侵入リスクが非常に高まっていること並びに本病の侵入・まん延が我が国の養豚業及び畜産業に甚大な被害を及ぼすことの危機意識を共有し、対策に関する協力を改めて要請すること。

2 豚等及び野生いのししへの感染防止に関する注意喚起

本病ウイルスの豚等及び野生いのししへの感染を防止するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、特に外国人旅行者が多く利用する場所・施設における農林水産省が提供している広報物、ウェブサイト等の活用により、次に掲げる事項を広く周知し、その注意喚起を図ること（例えば、観光案内所、宿泊施設、キャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、レジャー施設、アウトドア用品販売店、バス・レンタカー・レンタサイクル会社等を通じた注意喚起等）。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと。
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと。
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと。
- ④ 野生いのしし対策の罠^{わな}や柵がある場所に近寄らないこと。
- ⑤ 消毒ポイントでは指示に従うこと。

3 野生いのししにおける感染防止の取組

（1）靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策の推進

狩猟・有害鳥獣捕獲関係者、登山やアウトドア活動をする者等を含む山林等に立ち入る者に対して、2に掲げる事項に加え、山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を実施するよう周知するとともに、必要に応じて登山道等に石灰帯や洗浄・消毒ポイントの設置を行うこと。

（2）廃棄物の管理の徹底

野生いのししがキャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、山小屋、公園等において廃棄物に接触することにより、本病ウイルスに感染することを防止するため、当該廃棄物の適切な処理及び屋外に設置されているごみ箱の管理の徹底について、関係部局の協力を得て推進すること。

4 空港及び海港における靴底消毒の実施

外国人旅行者は、主要空海港に到着した後に国内の移動手段により各目的地に移動することを踏まえ、「空港及び海港における靴底消毒の実施等多段階の予防対策の推進について」（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 消安第 645 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、引き続き、家畜の飼養状況等を考慮した上で、国内線（便）が就航する空港又は海港における靴底消毒の実施等について、関係者と連携すること。

また、漁業等の操業中に海外の港に一時的に寄港して国内の漁港等に帰港する漁船の乗員に対しても、関係者と連携し、下船時における乗員の靴

底消毒の実施等、本病の侵入防止に係る注意喚起を図ること。

5 農場における発生予防等対策の徹底

(1) 豚等を飼養する農場に対する指導

飼養衛生管理基準に基づく人、物、車両等の衛生対策及び野生動物等の侵入防止対策について、再点検を促すこと。

特に、畜産関係者の本病発生地域への不要不急の渡航の自粛、外国人従業員等に対する海外からの肉製品等の持込み（荷物の配送によるものを含む。）の禁止、飼養管理に関係のない者の農場や畜産関係施設への立入り等の防止を確保するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、旅行者等への呼びかけや農場への周知を実施すること。

また、飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、本病の特定症状を呈している家畜を発見したときはもとより少しでも異状があれば、管轄の家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。

(2) 食品循環資源利用農場に対する緊急点検及び指導

台湾における本病発生農場が食品残さを給与していたことを踏まえ、飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与している農場（「食品循環資源を給与する農場等への調査及び指導について（依頼）」（令和 4 年 4 月 25 日付け 4 消安第 183 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長・動物衛生課長通知）に基づき、例年定期報告に合わせて報告いただいている農場をいう。）に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理が行われたもの（①攪拌しながら 90℃以上 60 分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法等で加熱処理を行い、かつ、②加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、③当該処理の行われていないものが衛生管理区域内に持ち込まれていないことが遵守されているかについて、聞き取り等により点検し、その結果について、別紙様式により 11 月 28 日（金）までに報告すること。①から③までの内容について不遵守を認めた場合には、速やかに改善を図るよう指導すること。

様式の提出先：siyoueiseikanri@maff.go.jp

6 万が一の侵入時に的確な初動を講じるための取組

(1) 野生いのししの本病サーベイランス及び死体の適切な処理等の推進

諸外国では、野生いのししの死体における本病の感染事例が多くなっていることから、検査材料としての耳介の活用も含め、野生いのししの死体の検査を推進することが重要である。

また、野生いのししの死体等については、日頃から迅速かつ適切な処

分を行うことが重要である。

これらを踏まえ、「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」（令和４年３月３１日付け３消安第７１２３号、３農振第２９０８号、３林整研第３３３号、環循適発第２２０３３１１号、環自野発第２２０３２８４号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長及び環境省自然環境局長連名通知）に基づき、関係部局が連携の上、野生いのししの死体を発見した場合の通報窓口、連絡体制等をしっかりと構築して検査を推進すること。

（２）野生いのしし群での感染確認時における円滑な初動対応

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、本病に感染した野生いのししが確認された地点の周囲における死亡いのししの積極的な搜索、野生いのししの捕獲による個体数の削減、防護柵等による囲い込み、検査、適切な死体処理や消毒の徹底等について適確に実施できるよう、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の連携体制の構築を進めること。

準備に当たっては、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」（令和６年３月２８日付け５消安第７８０４号農林水産省消費・安全局長通知）を基に発生した際の対応方針を検討し共有するとともに、防疫演習、関係者との意見交換会等の企画・開催等により、発生を想定した対策の具体化を図ること。

（３）農場での発生時における的確な初動対応のための準備

迅速な防疫措置を講じるために、

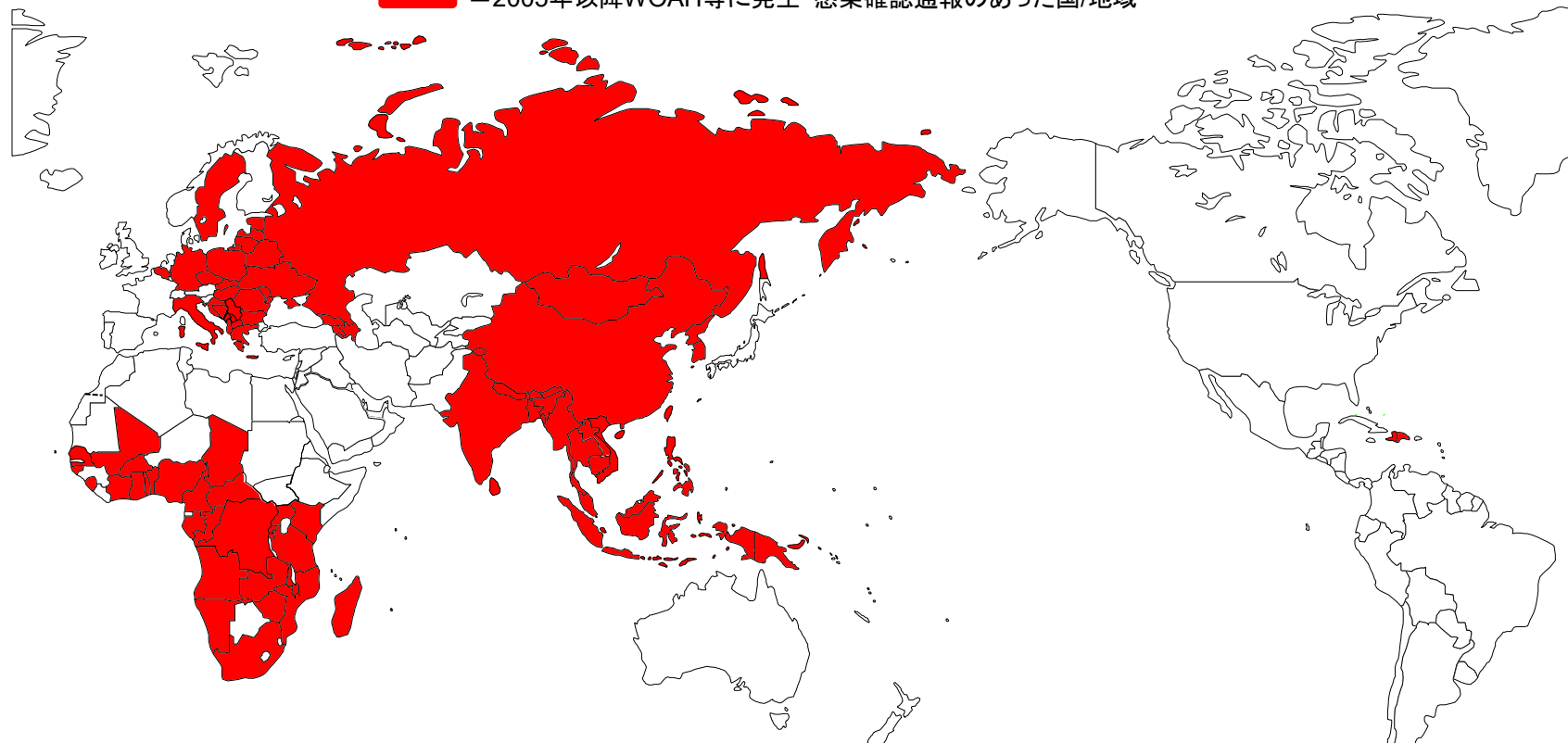
- ① 都道府県の各部局・関係機関、市町村、関係団体等との連携体制と役割分担の確認
- ② 動員計画及び資材・機材の備蓄・調達体制の確認
- ③ 農場における防疫計画及び殺処分した家畜の死体の処分方法（埋却地や焼却場所の確保）の点検を行うこと。

以上

ASFの発生報告状況

2025年10月27日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



アフリカ(31か国・地域)

アンゴラ	ガーナ	南アフリカ共和国
ベナン	ギニアビサウ	タンザニア
ブルキナファソ	ケニア	トーゴ
ブルンジ	マダガスカル	ウガンダ
カメルーン	マラウイ	ザンビア
カーボヴェルデ	モーリシャス	ジンバブエ
中央アフリカ	モザンビーク	マリ
チャド	ナミビア	シエラレオネ
コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ガボン
コンゴ共和国	ルワンダ	
コートジボワール	セネガル	

アジア(21か国・地域)

中国	インドネシア
モンゴル	インド
ベトナム	マレーシア
カンボジア	ブータン
香港	タイ
北朝鮮	ネパール
ラオス	シンガポール
ミャンマー	バングラデシュ
フィリピン	スリランカ
韓国	台湾
東ティモール	

ヨーロッパ(28か国・地域)

アルメニア	エストニア
アゼルバイジャン	モルドバ
ジョージア	チェコ
イタリア	ルーマニア
ロシア	ハンガリー
ウクライナ	ブルガリア
ベラルーシ	ベルギー(※2)
リトアニア	スロバキア
ポーランド	セルビア
ラトビア	ギリシャ

南北アメリカ(2か国・地域)

ドイツ	ドミニカ共和国
北マケドニア	ハイチ

ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア
スウェーデン
モンテネグロ
コソボ
アルバニア

オセアニア(1か国・地域)

バブアニューギニア

(※2) ベルギー: 2020年10月1日に清浄化を宣言

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2025年10月27日時点

■：2018年8月以降発生があった国、地域

ブータン

初発生：2021年5月6日
豚飼養頭数：約2万9625頭

ネパール

初発生：2022年3月19日
豚飼養頭数：約135万7507頭

インド

初発生：2020年1月26日
豚飼養頭数：約846万1997頭

バングラデシュ

初発生：2023年11月13日

ラオス

初発生：2019年6月2日
豚飼養頭数：約452万5574頭

タイ

初発生：2021年11月25日
豚飼養頭数：約772万1375頭

カンボジア

初発生：2019年3月22日
豚飼養頭数：約203万6958頭

スリランカ

初発生：2024年10月25日
豚飼養頭数：約10万1970頭

マレーシア

初発生：2021年2月8日
豚飼養頭数：約124万224頭

シンガポール

初発生：2023年2月5日

ミャンマー

初発生：2019年8月1日
豚飼養頭数：約780万頭

中国

初発生：2018年8月3日
豚飼養頭数：約4億3422万2700頭

モンゴル

初発生：2019年1月9日
豚飼養頭数：約2万5636頭

北朝鮮

初発生：2019年5月23日
豚飼養頭数：約238万6214頭

韓国

初発生：2019年9月16日
豚飼養頭数：約1108万9026頭

台湾

初発生：2025年10月21日
豚飼養頭数：約515万6174頭

香港

初発生：2019年5月2日
豚飼養頭数：約11万6696頭

フィリピン

初発生：2019年7月25日
豚飼養頭数：約976万5636頭

ベトナム

初発生：2019年2月1日
豚飼養頭数：約2554万6030頭

インドネシア

初発生：2019年9月4日
豚飼養頭数：約728万8719頭

東ティモール

初発生：2019年9月9日
豚飼養頭数：約38万4517頭

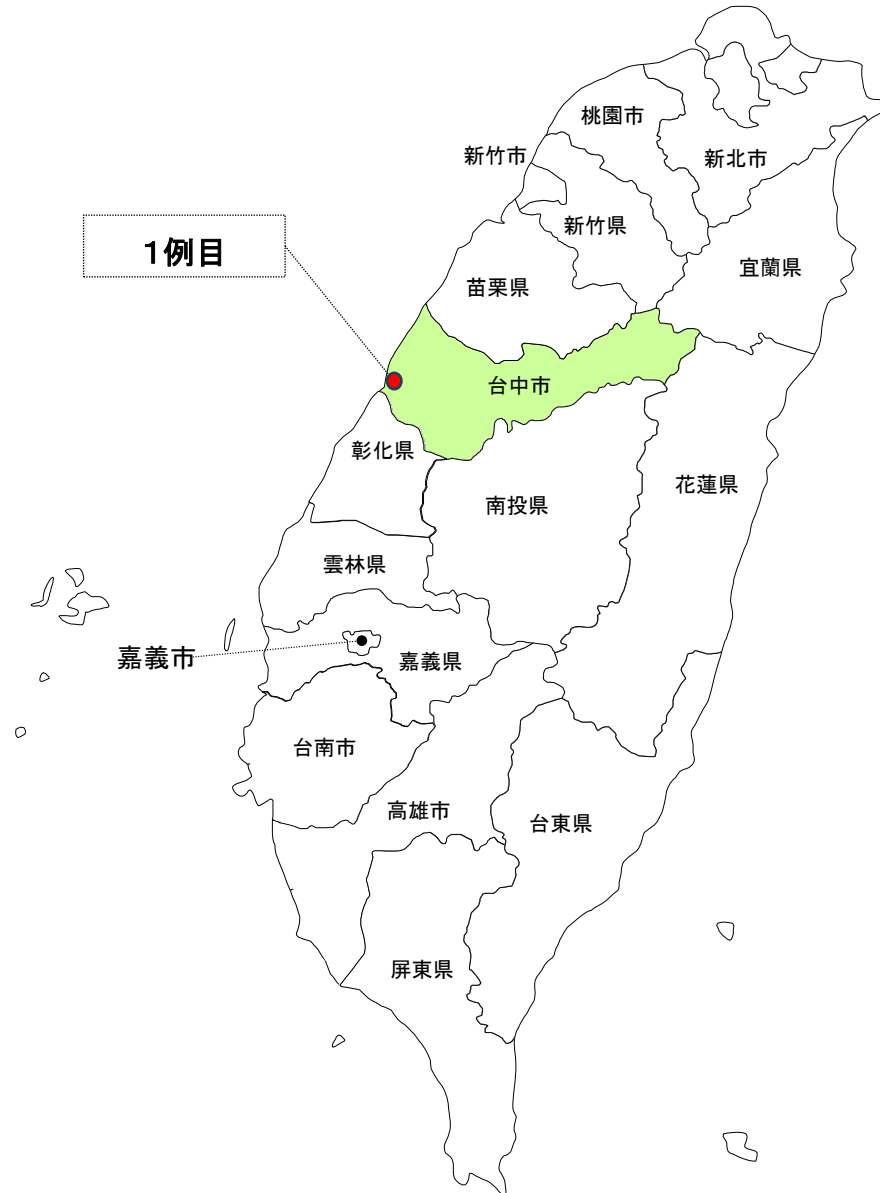
出典：WOAH-WAHIS(Animal disease eventsおよびQuantitative data)、各国当局HP等
発生日：WOAH報告による発生が確認された日
飼養頭数：FAO統計(2023)参照

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況

2025年10月27日時点

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2025/10/21	台中市梧棲区



-  発生/感染が確認された行政区画
-  飼養豚での発生地域

初発生日：2025/10/21

発生数（豚）：1件